

様式第 1 号(第 4 条関係)

年 月 日

東大阪市 SDGs オリジナルロゴマーク使用承認申請書

(あて先) 東大阪市長

(申請者)

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者名)

東大阪市 SDGs オリジナルロゴマークを使用したいので、「東大阪市 SDGs オリジナルロゴマーク「HIGASHIOSAKA SDGs GEAR」の使用に関する要綱」の規定を了承のうえ、同要綱第 4 条に基づき、下記のとおり申請します。

記

使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用目的	
使用方法	
使用場所(地域)	
予定数量(製造個数)	個
担当者	氏名 TEL E-MAIL

添付書類	(1) 企画書(使用方法の概要がわかるもの) (2) 申請者の概要 (3) 使用物品完成品の見本(データ又は写真でも可) (4) その他参考書類
備考	

【関係条文抜粋】

東大阪市SDGsオリジナルロゴマーク「HIGASHIOSAKA SDGs GEAR」の使用に関する要綱

（使用の承認）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合を除き、ロゴマークの使用を承認するものとする。

- (1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とするとき。
- (3) 市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- (4) 特定の個人又は団体を市が公認しているとの誤解を与えるおそれがあるとき。
- (5) 営利目的として使用、又はそのおそれがある場合。ただし、市長がSDGsの普及啓発に資するものとして認めた場合を除く。
- (6) 不当な利益を得るために使用されるおそれがあるとき。
- (7) ロゴマークを決められた使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。
- (8) 東大阪市暴力団排除条例(平成24年3月30日東大阪市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等の使用に供されるおそれがあるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長がロゴマークの使用について適当でないと認めるとき。

（使用上の遵守事項）

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの使用の承認を受けた目的にのみ使用すること。
- (2) ロゴマークの使用をすることができる権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) ロゴマークの形又はロゴマークに使用されている色を変更しないこと。
- (4) ロゴマークを使用するときは、ガイドライン1ページ【基本デザインのパターン1～4】のとおり使用すること。ただし、スペース等の関係で文字を併記することが困難な場合においては、「©2021HIGASHIOSAKA」と表記することをもって代えることができる。
- (5) ロゴマークに商標権、意匠権その他の権利を設定しないこと。